

入会及び退会に関する規程

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会

制定：平成23年 5月20日

改正：令和 5年10月25日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会（以下「本協会」という。）定款第6条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第6条に規定する会員は、次の号のいずれかに該当する法人又は団体とする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した缶詰、びん詰、レトルト食品の製造を業とする法人又は団体及び理事会で承認された缶詰、びん詰、レトルト食品産業に関係する法人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同して加入した前号以外の缶詰、びん詰、レトルト食品産業に関係する法人又は団体

(入会手続)

第3条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする法人又は団体は、入会申込書(様式第1号)に当該法人又は団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、本協会に提出しなければならない。

- 2 本協会への入会の可否は、理事会において決定する。
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書(様式第2号)により、入会申込者に通知しなければならない。

(入会事務取扱)

第4条 新規入会に際しては、次の手続により行う。

- (1) 入会検討企業に会社概要(様式第3号)の提出を要請。
- (2) 上記提出書類により、会員入会資格の適否検討並びに会費額の査定。
- (3) 会員入会の案内により、入会申込書の提出要請。
- (4) 入会申込書等の書類受領後、申込者へ通知し、入会金並びに会費の請求を行う。
- (5) 入会金・会費が入金された時点で会員として取り扱う。
- (6) 前各項の手続きを経て会員の資格を有する申込者について理事会に提案し、最終的に会員入会の可否を審議し承認するものとする。
- (7) 会員入会の公表は、理事会承認後にこれを行う。

(会員名簿)

第5条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

(入会金及び会費)

第6条 入会金及び会費の金額及び納期に関する取扱いについては、総会の決議により定める会費等に関する規程によるものとする。

(退 会)

第7条 会員は、退会届（様式第4号）を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は令和5年10月25日から施行する。

入 会 申 込 書

貴協会の定款及び会費年額〇〇〇〇円を承認の上、正会員（賛助会員）として入会したいので、下記書類を添えて申込みいたします。

記

- 1 入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）
- 2 添付書類
 - ①会員名簿原稿
 - ②定款
 - ③登記事項証明書（現在事項証明書）

令和 年 月 日

〒
住所
法人名
代表者名

⑩

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会
会 長 殿

入 会 決 定 通 知

法人名

代表者名

殿

貴社は、本協会の正会員（賛助会員）として、入会が認められたので通知します。

令和 年 月 日

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会
会 長 ㊞

会 社 概 要

フリガナ

1. 法人名： _____

2. 社名（英文名）： _____

フリガナ

3. 所在地： 〒 _____

電話番号： _____

4. 設立年月日： _____年____月____日

5. 業種名： _____

6. 資本金： _____万円

7. 従業員数： _____名

フリガナ

8. 代表者名： _____

9. 役員の様職及び氏名

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名

10. 工場名（缶詰、びん詰、レトルト食品、飲料該当工場）

工 場 名

11. 取引銀行： _____

12. 主要取引先： _____

13. 主要取扱品目： _____

14. 直近3年度の適用品目に関する売上高

	年度		年度		年度	
適用品目に関する 売上高	(百万円)		(百万円)		(百万円)	
適用会計基準 (どちらかにチェック☑)	国際会計	日本会計	国際会計	日本会計	国際会計	日本会計

注) 売上高：単位（百万円）＊百万円未満は切り捨て

売上高及び適用品目の内容は8ページ「別紙」参照のこと。

15. 適用品目（密封容器詰加熱殺菌食品）の自社における製造実績

自社における適用品目の製造実績の有無	あり	なし
--------------------	----	----

注) 過去3カ年に製造実績がある場合は「あり」に、なければ「なし」にチェック☑

16. 入会の主な目的

講習会 依頼試験 情報入手 F D A登録支援 その他

注) 該当する入会の主な目的にチェック☑

入会の目的について具体的な内容を下記にご記入ください。

--

※添付資料：貴社の「会社案内」

退 会 届

公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会
会 長 殿

弊社は、貴協会の正会員（賛助会員）を退会したいので届出ます。

退会予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

法 人 名

代表者名

㊞

<別紙>

売上高及び適用品目について

「売上高」は下記を指す。

◇製造・加工による売上

- ①自社で原材料を仕入れて適用品目を製造した場合は、「製品の販売額」
- ②発注先から原材料を無償支給され適用品目を製造した場合は、「支払われた加工賃」
- ③発注先から原材料を有償支給され適用品目を製造した場合は、「原材料費と加工賃の合計額」

◇販売による売上

- ④適用品目を他社から購入もしくは外注加工させたものを販売した場合は、その販売額
- ⑤適用品目を製造するための原材料、容器、資材等を販売した場合は、その販売額
- ⑥適用品目を製造するための機械・器具・設備等を販売した場合は、その販売額
- ⑦適用品目を流通・運搬・保管した場合は、それにより得られた金額

※「売上高」は、①～⑦の合計額とする。

※「売上高」は、『国際会計基準』により算出された金額を基本とするが、『国際会計基準』導入前については『日本会計基準』により算出された金額とする。

「適用品目」は下記を指す。

◇密封容器詰加熱殺菌食品

容器に食品を充填・密封後に加熱殺菌したもので、常温で保存される製品が対象。

なお加熱殺菌には熱間充填（容器に食品を熱いまま充填・密封し、所定の温度と時間で保持した後冷却する方式）も含む。

適用する容器	金属缶、ガラスびん、プラスチック容器（袋、カップ、トレー等）
適用する内容物	水産品、農産品、畜産品、調理食品、つくだ煮類、つゆ・たれ類、飲料（コーヒー、茶、果実・野菜等）、ジャム類、デザート類、ペットフード
適用除外品目	<ul style="list-style-type: none">・酒類・炭酸飲料、ミネラルウォーター・乾燥食品、粉末食品・魚肉ハム・ソーセージ類・しょうゆ、ウスターソース類、マヨネーズ・ドレッシング類、食酢、ケチャップ、濃縮果汁、香辛料・無菌化包装食品（加熱殺菌後無菌環境下で充填・密封した製品）・無加熱製品（密封後に加熱処理をしないもの）・要冷蔵製品・紙容器製品・ペットボトル詰製品